様式第１号の別紙１（第５条関係）

にしごう地方就職学生支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

１　福島県地方就職学生支援事業及びにしごう地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、福島県及び西郷村から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、福島県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領及びにしごう地方就職学生支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。

（１）補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことや居住や就業の実態がないことが明らかとなった場合：全額

（２）補助金の申請日から１年以内に第４条第２号に規定する要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額

（３）申請日から１年以内に西郷村に転入しなかった場合：全額

（４）就業から１年以内に第４条第２号に規定する要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から３か月以内に第４条第２号に規定する要件を満たす別の企業に就業する場合を除く）：全額

（５）転入日から３年に満たない期間に西郷村以外の市区町村に転出した場合：全額

（６）転入日から３年以上５年以内に西郷村以外の市区町村に転出した場合：半額

年　　　月　　　日

西郷村長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　署名